

協定区域	西区春日台9丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1987年12月17日
	面積	18,383.26 m ²		更新 1997年12月17日 (有効期間を延長) 更新 2007年12月17日 (有効期間を延長) 更新 2017年12月17日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1987年12月17日～2027年12月16日(40年)

協定内容の概要

- (1) 敷地は、再分割してはならない。
- (2) 建築物の用途は、戸建て個人専用住宅とする。
- (3) 建築物、門等の色彩及び形態は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。
- (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。



位置図

